

保有個人データ開示請求書について

釧路トヨタ自動車株式会社
経営企画部

1. 個人情報保護法による開示について

個人情報保護法では、お客様本人又は代理人から保有個人データの開示に関する請求があった場合、これを開示することが求められています。しかし、前回の入庫時期を店舗に問い合わせたというような一般的な例と、今までの入庫履歴全部を開示して欲しいといったレベルでは対応は異ならざるを得ません。

保有個人データの開示手続きを行う前に、当社のスタッフにお問合せください。スタッフがお客様を確認するために運転免許証を提示していただくこともあります。

(1) 一般的な開示・確認

保有個人データについてご質問の内容を、当社スタッフまでお問合せください。一般的なものであれば、その場でお答えいたします。本人確認を行うために免許証を拝見させていただくことがあります。

スタッフの回答で納得がいかない場合、保有個人データ開示請求書による開示請求を行うようお勧めいたします。

(2) 店舗または本社に来店して開示請求する場合

写真付きで本人を確認できる運転免許証かパスポート（旅券）をお持ちください。

保有個人データ開示請求書に請求内容を記入し捺印の上、所定の料金を添えて提出ください。

(3) 郵送による開示請求する場合

ご本人様の本人確認と意思確認のため印鑑登録証を添付してください。

保有個人データ開示請求書に請求内容を記入し、実印（印鑑登録証の印）を捺印の上、所定の料金を添えて、下記住所にご郵送ください

〒084-0906

釧路市鳥取大通6丁目4番3号

釧路トヨタ自動車株式会社 お客様相談室

0120-40-3161

(4) 代理人による開示請求する場合

ご本人様の本人確認と意思確認のため、印鑑登録証と保有個人データの開示を代理人に委任する旨を記述した委任状が必要です。保有個人データ開示請求書に請求内容を記入します。保有個人データ開示請求書と委任状には実印（印鑑登録証の印）を捺印下さい。

代理人の身分を確認するために、運転免許証や旅券など代理人の身分を確認できるような書類が必要です。

開示請求者が代理人の場合、開示請求者の区分で代理人にマークに、レを記入ください。代理人を通じて請求し本人に開示する場合は、開示請求者の区分で本人にレを記入してください。

調査・開示は本社お客様相談室で一括して行うため、3～7営業日が必要です。指定された住所に郵送いたします。

なお、古い住所で登録されており、転居などで住所が変わっている可能性がある場合は、備考欄などに旧住所をご記入いただくようお願いいたします。

また、保険契約にかんする個人データの開示は、当社の保有個人データでないため、応じられません。それぞれの保険会社にご相談ください。

保有個人データ開示請求書

個人情報の保護に関する法律第二十五条第一項の規定により、以下の通り保有個人データの開示を請求します。

開示請求する保有個人データの内容	基本情報【注文書の「買主(注文者)」欄に記載された情報】 購入履歴 整備記録 上記以外()
個人情報の保護に関する法律第三十条の規定により、開示請求された各項目につき、それぞれ 1,500 円の手数料をお支払いいただきます。 (開示項目数) (手数料) _____ × 1,500 円 = _____ 円	
開示請求者の区分	本人 代理人
本人の氏名及び住所	住所 〒 _____ 電話 () _____
	氏名 _____ 印 _____
代理人による開示請求の場合は、以下を記入 郵送又は代理人の場合は実印を捺印し、印鑑登録証を添付すること	
代理人の氏名及び住所	住所 〒 _____ 電話 () _____
	氏名 _____ 印 _____
備考欄	

- (注) 1 開示請求を行う際は、販売店の店頭（もしくは、お客様相談センター等）にて、下記の書類を提出してください。
 保有個人データ開示請求書
 本人を確認するための書類（運転免許証、旅券等 店舗又は本社でコピーさせていただきます）。
- 2 郵送にて請求する場合は、保有個人データ開示請求書に、実印で捺印し、本人を確認するための書類として印鑑登録証を添付してください。返送先住所と印鑑登録の住所が異なった場合は、返送できませんので、ご注意ください。
- 3 代理人による請求の場合は、保有個人データ開示請求書に、実印で捺印し、 本人を確認するための書類として印鑑登録証を添付してください。
 代理人の地位を証明する書類（本人の委任状）
 代理人を確認するための書類（運転免許証、旅券等 店舗又は本社でコピーさせていただきます）
- 4 については、該当するものに「レ」を記入してください。
- 5 代理人による請求の場合、代理人の氏名と住所をご記入ください。
- 6 個人情報の保護に関する法律第二十五条第一項の規定に従い、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合、開示請求者が請求する保有個人データを開示することにより、当社の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがあると判断する場合、及び他の法令に違反することとなる場合には開示に応じないことがあります。
- 7 手数料は各項目の平均作業時間に時間単価を乗ずることにより算出しています。
- 8 本個人データ開示請求書と本人又は代理人の個人情報（運転免許証や旅券のコピー）は、個人データの開示と本人の意思確認のためにのみ用い、それ以外の用途に用いません。